

看護小規模多機能しらくま野方 利用料金表

2023年3月1日作成

(1) 介護保険給付サービス利用料金

①看護小規模多機能型居宅介護費

1単位 10.55円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要介護1	12,438	13,122円	26,244円	39,366円
	要介護2	17,403	18,361円	36,721円	55,081円
	要介護3	24,464	25,810円	51,619円	77,429円
	要介護4	27,747	29,273円	58,546円	87,819円
	要介護5	31,386	33,113円	66,225円	99,337円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
同一建物	要介護1	11,206	11,823円	23,645円	35,467円
	要介護2	15,680	16,543円	33,085円	49,628円
	要介護3	22,042	23,255円	46,509円	69,763円
	要介護4	25,000	26,375円	52,750円	79,125円
	要介護5	28,278	29,834円	59,667円	89,500円

②短期利用居宅介護費

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
短期利用	要介護1	570	602円	1,203円	1,804円
	要介護2	637	672円	1,344円	2,016円
	要介護3	705	744円	1,488円	2,232円
	要介護4	772	815円	1,629円	2,444円
	要介護5	838	884円	1,768円	2,652円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用者負担額			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	32円	64円	95円	1日につき
認知症加算(Ⅰ)	800	844円	1,688円	2,532円	1月につき
認知症加算(Ⅱ)	500	528円	1,055円	1,583円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	211円	422円	633円	1日につき(7日を限度) (短期利用居宅介護費を算定の場合)
若年性認知症利用者受入加算	800	844円	1,688円	2,532円	1月につき
栄養アセスメント加算	50	53円	106円	159円	1月につき
栄養改善加算	200	211円	422円	633円	1回につき(3月以内に限り1月に2回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	22円	43円	64円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	6円	11円	16円	1回につき
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	159円	317円	475円	1月につき(3月以内に限り1

口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	169 円	338 円	507 円	月に2回を限度)
退院時共同指導加算	600	633 円	1,266 円	1,899 円	1回につき
緊急時訪問看護加算	574	606 円	1,211 円	1,817 円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	528 円	1,055 円	1,583 円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	264 円	528 円	792 円	1月につき
ターミナルケア加算	2,000	2,110 円	4,220 円	6,330 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(死亡月に 1 回)
看護体制強化加算(Ⅰ)	3,000	3,165 円	6,330 円	9,495 円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500	2,638 円	5,275 円	7,913 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算	1,000	1,055 円	2,110 円	3,165 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	4 円	7 円	10 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	14 円	28 円	42 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	11 円	21 円	32 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	16 円	32 円	48 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	22 円	43 円	64 円	1月につき
科学的介護推進体制	40	43 円	85 円	127 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	792 円	1,583 円	2,374 円	1月につき (看護小規模多機能型居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	27 円	53 円	79 円	1日につき (短期利用居宅介護費を算定の場合)
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 17/100 0	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 15/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算を除く。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 102/100 0	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く。

(3) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

①食事の提供に要する費用	朝食 410 円/回 昼食 530 円/回 おやつ 70 円/回 夕食 550 円/回
②宿泊に要する費用	2,500 円
③おむつ代	実費
④テレビ貸出	100 円/日
⑤その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの